

なかお事務所 ダイジェスト!

社会保険労務士事務所 なかお事務所報

2014年6月号



今月の特集

毎年7月10日が期限です。
労働保険料の申告・納付

※ 顧問先さまへは、社会保険の算定基礎届などより深い内容の特集を配信させていただきます。

賃金の集計作業が必要となりますので、早めの準備が重要となります。

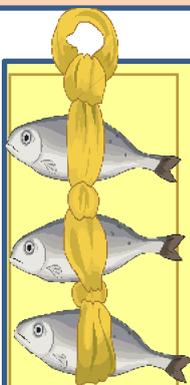
通勤費や諸手当の取り扱いなど集計間違いのないようにしてくださいね。



今月の数字

1兆1,166億円

労災保険の使い道



ちよつと一服 さかなコーナー

鮎

「道具も進化しています。」

6月も後半になってしまいました。
本当にあっという間に時が過ぎていきます。
この時期は、住民税額の変更、労働保険料の申告、算定基礎届と社労士にとって1年で一番忙しい時期でもあります。
また、暑さが厳しくなってくる時期なので、熱中症に気を付けなければいけませんね。



今月の特集：労働保険料の申告と納付

毎年7月10日までに労働保険料の申告と納付をしなければなりません。

5月末～6月頭にかけて労働局から書類が送られてきます。その中に労働保険料の申告書が入っていますので、その申告書に必要な事項を書き込み計算をして役所へ提出し、労働保険料を銀行等で払い込みます。

★労働保険とは？

そもそも労働保険とはどういったものなのでしょうか？簡単に言うと「**労災保険＋雇用保険＝労働保険**」ということです。労災保険と雇用保険それぞれ保険料を算出することになります。

★労災保険料

労災保険は、通勤途中や仕事中のケガ、仕事が原因による病気などの場合に支払われる保険です。すると保険料は「仕事上の事故(ケガや病気)が多いか？少ないか？」によって変わってきます。簡単に言うと、事故が少ない業種なら保険料が安く、事故の多い業種は保険料が高いという考え方です。このように**業種により保険料が異なります**。工事現場と事務仕事では事故の発生率が違うので、工事現場の保険料率は高く、事務仕事の保険料率は安く設定されています。

★雇用保険料

雇用保険はいわゆる「失業保険」です。失業が多い業種なのか、少ない業種なのかで保険料が変わります。労災保険は業種により細かく分類されていますが、雇用保険の場合3つに分かれているだけです。

①一般の事業 ②農林水産業、清酒製造業 ③建設業

②③に当てはまらない業種は①の一般の事業となります。ほとんどの会社が①になりますね。

★労働保険料の計算と申告

労働保険料は1年分を年に1回申告・納付します。保険料の額は「賃金×保険料率」で計算します。業種による保険料率の確認とともに**1年分の賃金の集計が必要**になります。

この賃金の集計は前年4月～今年3月までの賃金です。(今年の申告の場合は平成25年4月～平成26年3月分です。)

注意しなければいけないのが、この場合「その月に働いた分」の賃金ということです。給与が翌月払いの会社では、注意が必要です。その月に支払った(振り込んだ)金額ではありません。支給ベースでみると、翌月支給の会社の場合は、前年5月～今年4月までに支給した賃金となります。

また、労働保険で言う“賃金”には**通勤費も含まれます**。月給20万円、通勤費1万円の人の賃金は21万円で計算をします。

★労働保険料は前払い

労働保険は前払い制です。

あらかじめ今後1年間支払うであろう賃金(ほとんどの場合前年度の賃金)を基に保険料を算出します。そして1年経って実際に支払った賃金を基に保険料を算出し、前払いした保険料と差し引きます。これを毎年繰り返していきます。
※あらかじめ払う保険料を「概算保険料」、1年経って計算した保険料を「確定保険料」と言います。

<支払回数>

労働保険料は一定の条件で3回払いに出来ます。支払うべき**概算保険料が40万円以上**の場合(建設業等を除く)です。3回払いにするときは、申告書に分割回数を記載します。

※建設業の場合

建設業の場合は申告方法が違いますので注意が必要です。

大まかには

①現場の労災保険料 ②事務所の労災保険料 ③雇用保険料

に分けて申告しなければなりません。申告書を3つ提出することになります。

労働保険料の申告・納付に関するご質問やご相談は、当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

今月の数字 <1兆1,166億円>

平成24年度の労災保険料などの収入(約1兆1,166億円(うち保険料収入は7,447億円))は、労災保険給付費や社会復帰促進等事業など、以下のように使われています。

★労災保険給付等(8,616億円)

労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者や遺族を保護するため、必要な給付を行っています。

平成24年度は、約61万人に新規の療養補償給付や休業補償給付を行うとともに、約23万人に労災年金を支給しています。

具体的な給付とそれぞれの給付総額は、右の通りとなります。

★社会復帰促進等事業(621億円)

被災労働者の円滑な社会復帰の促進や被災労働者とその遺族の援護を図るために、社会復帰促進事業、被災労働者等援護事業、安全衛生確保等事業の3つの事業を行っています。

保険事故	種類	金額	構成比
	合計	8,616億円	100.0%
負傷 疾病	療養(補償)給付	2,210億円	25.6%
	休業(補償)給付	1,383億円	16.0%
	傷病(補償)年金	430億円	5.0%
障害	障害(補償)一時金	446億円	5.2%
	障害(補償)年金	1,599億円	18.6%
死亡	遺族(補償)一時金	200億円	2.3%
	遺族(補償)年金	2,247億円	26.1%
	葬祭料	25億円	0.3%
その他	介護(補償)給付	68億円	0.8%
	二次健診等給付	9億円	0.1%

ちょっと一息さかなコーナー

6月と言うとアユの解禁です！
ここ数年、なかなかアユ釣りに行けていませんが、今年はアユ道具を新調したので月1回は行けるようしたいです。



鮎の竿は、長さ約9メートルという長いものになります。
長さ9メートルの竿。メチャクチャ重くて両手でしっかり支えないと…。と言うのは昔の話で、今はカーボンと言う炭素素材を使っているの片手で持てるくらい軽いです。

9メートルの竿で300g以下です。最高級クラスだと200g。
250mlのジュースと同じくらいの重さしかありません。こう考えるとビックリです。

釣り竿の中でも鮎竿は、最新の技術と素材が詰め込まれています。
こんな技術やいい素材を使っているの値段も高いです。最高級品だと40万円を超えます。

こんなに高い竿なのですが、ギリギリまで軽くするために竿の厚さを薄く作られているので、壊れやすい面もあります。石にゴツッと当たっただけで割れてしまうこともあります。
ガラスを扱うような感じです。

さてさて、今年のアユ釣りはどんな感じになるでしょうか。

編集後記

今月初旬にギックリ腰をやってしまいました。
約20年ぶりのギックリ腰…。

ようやく予定に追いつけると思った矢先だったので、
いろんな意味で”痛い”ものになりました。

ここにきて、ようやく予定通りになってきたので、
またギックリ腰にならないように気を付けます。



(平成26年6月号)

なかお事務所
特定社会保険労務士・行政書士
代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28
和智ビル603

メール：info@nakao-jimusho.com
H P：<http://nakao-jimusho.com>
T E L：048-476-5753